泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

泊発電所 3 号炉審査資料 資料番号 資料 3 - 3 提出年月日 令和5年4月12日

(第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻))

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221215 -30	1	比較表22ページ) 燃料取扱棟の防護方針に ついて,審査資料での方 針に齟齬がり,適合性を 判断する資料となってい ないため,先行審査実績 を踏まえ整理して説明す ること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	外部事象防護対象施設を内包する区画のうち、外部遮へい建屋以外の燃料取扱棟を含む建屋については、壁等を貫通した設計飛来物の衝突により、内包する外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する旨、大飯の審査実績を踏まえて下記のとおり追記する。また、従来は、燃料取扱棟を除く外部遮へい建屋、周辺補機棟、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋を同じ項目として記載していたが、上記を踏まえ、外部遮へい建屋と、外部遮へい建屋以外の建屋に項目を分けて記載する。 <追記内容> ただし、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部(扉類)が損傷し当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないかを評価し、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。	3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-16 第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T-9 r.5.0)』	
221215 -31	2	女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要 No.9,10) 火災と溢水に関して防護対策をしないなど,女川と対策が異なるものについて,先行実績の有無を差異説明に記載すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	差異理由を修正し、以下のとおり記載する。 (No. 13火災) ・女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に対して飛来物防護対策を行っており、飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、開口部付近に飛来物が衝突する発火性又は引火性物質を内包する機器がないことを確認している。 (No. 14溢水) ・女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に対して飛来物防護対策を行っており、飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、開口部付近に飛来物が衝突する溢水源がないことを確認している。	の防止(竜巻)(DB062T-9 r.5.0)』	
221215 -32	3	比較表5ページ) 設計竜巻の風速を記載す ること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング			

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221215 -33	4	比較表 7 ページ) 「地すべり」を「地滑 り」に修正すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	従来、大飯審査実績の反映として記載していた、「津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、竜巻は気象現象、津波は地震又は海底地すべり等により発生し、発生原因が異なり、同時に発生することは考えられず、事象の組み合わせは考慮しないことから、竜巻影響評価の対象施設として抽出しない。」については、前段にて、追加で評価対象施設に反映する耐震Sクラス施設はない旨記載しており、また、当該記載と同様の記載は、添付資料1.2で記載していることから、基本方針から削除する。なお、大飯との相違理由として、比較表の6竜巻-10ページに以下のとおり記載する。 ・泊で、津波防護施設等を含む耐震Sクラス施設について、追加で評価対象施設とするものは無い旨1.8.2.1.1項に記載している。また、津波防護施設等を評価対象施設としない理由は、添付資料1.2別紙3「耐震Sクラス施設について」に記載している。(女川同様)	3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T-9 r.5.0)』	
221215 -34	5	比較表 9 ページ) 大飯の「海水ポンプ」及 び「海水ストレーナ」の 記載との差異理由を記載 すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング		第478回ヒアリング 資料1-3 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T-9 r.5.0)』 p.6竜巻-10 p.6竜巻-別添1-6	
221215 -35	6	比較表10ページ) A/Bが内包する設備として、中央制御室も記載すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング		第478回ヒアリング 資料1-2 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-8p.6条(竜巻)-別添1-4第478回ヒアリング 資料1-3 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T-9 r.5.0)』p.6竜巻-11p.6竜巻-別添1-7	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221215 -36	7	比較表10ページ) 原子炉補機冷却海水ポンプを防護する建屋・区画 の防護方針について、外 部事象毎に記載が異なた上で、整理して説明すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	循環水ポンプ建屋(上屋)は、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出していた。今回、既設置許可添付書類八において、循環水ポンプ建屋は、SWP等を収容する旨記載していることを踏まえ、第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)においては、第4条における整理とは切り離して、循環水ポンプ建屋を外部事象防護対象施設を内包する区画として抽出し、従来、内包する区画としていた、取水ピットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室は、循環水ポンプ建屋の地下部分に当たることから、循環水ポンプ建屋に含め記載しないことで見直す。また、循環水ポンプ建屋は、外殻となる施設としての防護機能は期待できないため、内包するSWP等に対して竜巻飛来物防護対策設備による竜巻防護対策を実施し、安全機能を損なわない設計とする旨基本方針に記載するとともに、従来どおり、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設としても抽出する。	3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-8,17,31p.6条(竜巻)-別添1-4,6,7	
221215 -37	8	比較表17ページ) 竜巻により積雪が飛ばさ れる根拠を説明するこ と。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	踏まえ,評価対象の建屋については,設計竜巻荷重等に積雪量150cmの荷重を組合せた荷重に対して構造健全性が維持されること又は倒壊しないことを確認している。(添付資料3.6別紙1「原子炉建屋等の屋上の除雪運用について」参照)	3 号炉 設置許可基準規則等への適合状 況について(設計基準対象施設等) 第6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜	
221215 -38	9	比較表18ページ) 設計基準事故時荷重の女 川との相違理由を適正化 すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	大飯同様の記載としていたが、女川においても、別添資料1において、同様の方針であることを確認したことから、女川審査実績を反映し、女川同様の記載に見直す。	第478回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-14 第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T-9 r.5.0)』p.6竜巻-20	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221215 -39	10	比較表18ページ) 「竜巻防護施設等」の記 載を適正化すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	設計基準事故時荷重の記載は,女川同様の記載に見直す。(No. 9(ID:221215-38)回答参照)	第478回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-14 第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T-9 r.5.0)』p.6竜巻-20	
221215 -40	11	比較表18ページ) 女川の許容限界の算定で 準拠した「震災建築物の 被災度区分判定基準及び 復旧技術指針(日本建築 防災協会)」に準拠しな い理由の詳細を相違理由 に記載すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	女川の審査実績を反映し, 準拠する規準類として「震災建築物の被災度区分判定基 準及び復旧技術指針(日本建築防災協会)」を記載する。	第478回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-14 第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T-9 r.5.0)』p.6竜巻-20	
221215 -41	12	比較表19ページ) 屋外施設における「竜巻 飛来物防護対策」の記載 を,泊の設計方針に合わ せて適正化すること。	R4. 12. 15	回答済		現状、屋外施設に対する防護設計方針として、「必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針である」旨記載しているが、これは、屋外施設に対して取り得る竜巻防護対策(必要に応じて設備または運用による防護対策を講じること)を記載しているものである。一方、個々の屋外施設に対する防護設計方針においては、竜巻防護対策について、竜巻防護ネットの設置等、具体的に記載することとしており、仮に竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行う屋外施設があれば、冒頭の防護設計方針において、「必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護ネットの設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針である」というように具体例を記載する方針としている。なお、本方針は外気と繋がっている施設、外殻となる施設による防護機能が期待できない施設、波及的影響を及ぼし得る施設も同様であり、これらも含め適切な記載に見直す。	3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-15,17 第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221215 -42	13	比較表23ページ) e. 取水とでは、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水	R4. 12. 15	回答済		「外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について」参照)が記載できていなかったため、これら設備を含めて「主蒸気系統配管他」に名称を見直することも含め、記載全般について適正化する。	3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-8,9,15~22,27,31p.6条(竜巻)-別添1-4~7p.6条(竜巻)-別添1-添付1.2-3,6,8~	
221215 -43	14	比較表27ページ) 燃料移送装置等燃料取り 扱い設備に関して、維持 するのかがわかるよう に、全般的に記載を見直 すこと。	R4. 12. 15	回答済		能)を有する燃料取扱棟クレーンを評価対象施設として追加し、これら燃料取扱設備が、燃料取扱棟の壁を貫通した設計飛来物の衝突により影響を受けることを考慮して、竜巻襲来が予想される場合には、燃料取扱作業を中止し、燃料は、使用済燃料ピットクレーン又は燃料移送装置にて使用済燃料ラックに貯蔵又は外部遮へい建屋内に移動するとともに、使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ラック及び使用済燃料ラックに貯蔵している燃料に影響を及ぼさない待機位置に退避することにより、燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする旨の記載に見直しする。	況について(設計基準対象施設等) 第6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜 巻) (DB062T r.5.0) 』 p.6条(竜巻)-9,18,28 p.6条(竜巻)-別添1-5,6	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221215 -44	15	比較表27ページ) 貫通する物体について 「設計飛来物」,「鋼製 材」及び「鋼製パイプ」 といった具体名を挙げて いる箇所とそうでない箇 所があるため,記載方針 について統一を図るこ と。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング		第478回ヒアリング 資料1-2 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T r.5.0)』 p.6条(竜巻)-17,18 第478回ヒアリング 資料1-3 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T-9 r.5.0)』 p.6竜巻-32,33	
221215 -45	16	比較表29ページ) ブローアウトパネルの設 置位置について,相違理 由に記載すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	以下のとおり相違理由に記載する。 ・泊のブローアウトパネルは、隣接するタービン建屋に覆われている。(大飯のブローアウトパネルは屋外と接している)	第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T-9 r.5.0)』p.6竜巻-35	
221215 -46	17	比較表40~41ページ) 竜巻飛来物に対する開口 部の防護対策について, 防護対象の有無, 防護対 策実施の有無について女 川の実績も確認の上, 記 載や差異説明を適正化す ること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	電巻随伴事象に対する評価における火災及び溢水に係る設計方針については、以下の点を除き、基本的に女川と同じであることから、現状の記載から変更はない。なお、以下の点については、火災及び溢水に係る相違理由として記載する。 ・女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に対して飛来物防護対策を行っており、飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、開口部付近に飛来物が衝突する「発火性又は引火性物質を内包する機器」及び「溢水源」がないことを確認している。(先行PWRと同様)	3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T-9 r.5.0)』	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221215 -47	18	比較表10ページ) タービン建屋の扱いを確 認し,必要に応じ記載を 適正化すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	<追記内容> なお、タービン保安装置、主蒸気止め弁及びタービン建屋は、以下の設計とするこ	3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-8,9,29p.6条(竜巻)-別添1-4~6p.6条(竜巻)-別添1-添付1.2-3,17,19第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T-9 r.5.0)』p.6竜巻-11,12,54p.6竜巻-別添1-7~9	
221215 -48	19	比較表20ページ) 排気筒への設計飛来物の 衝突に関して、女川と同 様に、閉塞しない設計に できないのか確認し説明 すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	竜巻を起因として排気筒にその安全機能(事故時における環境への放射線影響低減機能)を期待(安全評価において排気筒を経由した高所放出を期待)する放射性物質の放出を伴う事故(原子炉冷却材喪失、制御棒飛び出し)は発生しないため、竜巻襲来時において排気筒に求められる安全機能要求はないことから、竜巻襲来後の巡視点検において、排気筒の損傷を確認した場合は、応急補修又は応急補修が困難な場合はブラントを停止して補修することとしている。(大飯同様)なお、設計飛来物の衝突により貫通したとしても閉塞することはないため、女川同様、排気機能は維持されるが、上記のとおり、排気筒の安全機能を損なわないよう、竜巻襲来後に損傷が確認された場合は補修することとしており、その旨相違理由に記載する。(添付資料3.12「起因事象を竜巻とした場合の排気筒の取り扱いについて」参照)	3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T-9 r.5.0)』	
221215 -49	200	比較表43ページ) 泊は「排気筒の損傷を確認した場合にはプラント 停止」と記載し、損傷の 程度に係らず即プラント 停止とも読めるが、他プ ラントの方針も確認して 記載を検討すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	(伊方,玄海において、排気筒については、泊同様、補修可能な設計としており、 竜巻襲来後に損傷が確認された場合は、必要に応じプラントを停止して補修するこ ととしているが、本項については、女川同様の記載としており、別添2において も、排気筒の対応は記載していない。一方、大飯は、別添2を作成していないた め、記載方針が異なる。) なお、これら運用等を含めた排気筒の取扱いについては、添付資料3.12「起因事象	3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-25 第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条外部からの衝撃による損傷	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
221215 -50	21	比較表46ページ) 第1.8.2.4において,手順 等が本当にないか確認し て説明すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング	る一部区画の扉について閉止確認を行うことから,第1.8.2.4表にその旨記載する。	第478回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-31 第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T-9 r.5.0)』p.6竜巻-56	
221215 -51	22	比較表18ページ) 「海水ポンプ」の記載に ついて,「原子炉補機冷 却海水ポンプ」に適正化 すること。	R4. 12. 15	回答済	R5. 3. 28 ヒアリング		第478回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T r.5.0)』p.6条(竜巻)-14 第478回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062T-9 r.5.0)』p.6竜巻-20	
221215 -52	23	比較表31ページ) 「主蒸気逃し弁消音器」 の記載について, 「主蒸 気逃がし弁消音器」に適 正化すること。	R4. 12. 15	回答済	R5.3,28 ヒアリング		第478回ヒアリング 資料1-3 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T-9 r.5.0)』p.6竜巻-38	
230328 -01	24	とりまとめた資料-8ページ)No.13関連として、飛来物が建屋内に侵入するうなとに関して、どのようなとところに侵入することをのように関しているところにとのが災ちなしているところにうなとなった。 が源とないがわかることがかい。 がわかること。	R5. 3. 28	本日回答		添付資料3.11の「表1 竜巻防護対策を実施する建屋開口部」において,建屋開口部に対して実施する竜巻防護対策(竜巻防護鋼板の設置等)を明記するとともに,建屋内に竜巻防護鋼板等を設置する箇所(建屋内に飛来物が侵入する区画)については、火災源、溢水源がないことを確認している旨、表下段に注記する。	則等への適合状況について(設計基準対	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230328 -02	25	比較表6竜巻-8ページ) 「〜竜巻飛来物防護対策 設備は、竜巻防護ネット,竜巻防護鋼板等」の 「等」について、相違理 由欄に該当する対策を記載し説明すること。	R5. 3. 28	後 日 回答 予定				2023年5月
230328 -04	26	比較表6竜巻-22ページ) 「(1)屋外施設(外部事象 防護対象施設を内包する 区画を含む。) 及び屋内の施設で外気と 繋がっている施設」は大 飯の記載に沿ったもの記載とのを なっているが,女川の記載との整合を考慮し屋外 と屋内に分けた記載を検 討すること。	R5. 3. 28	本日回答		以下のとおり章立てを見直し、排気筒の防護設計方針については、「排気筒(建屋外)」と「排気筒(建屋内)」に分けて記載する。(以降、章立ての番号を繰り下げる) (旧) (1)屋外施設(外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。)及び屋内の施設で外気と繋がっている施設 (新) (1)屋外施設(外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。) (2)屋内の施設で外気と繋がっている施設		
230328 -06	27	比較表6竜巻-32ページ) 新燃料ラックに関する2つ のパラグラフにおいて、 対象とする設計飛来物が 異なるのであれば、その 旨が分かる記載とすること。	R5. 3. 28	本日		であるため、その旨がわかるよう、以下のとおり適正化する。(下線部追加)また、大飯3/4号炉との相違理由として、「・鋼製パイプは、ラック内に侵入するサイズであり、燃料に直接衝突した場合、燃料の構造健全性を損なう可能性があることから、防護方針を記載している。」を追加する。 (旧)また、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突し、燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突することを防止し、燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。	資料3-1『泊発電所3号炉 設置許可基準 規則等への適合方針について 第6条外部 からの衝撃による損傷の防止(竜巻)』 p. 19 資料『泊発電所3号炉 設置許可基準規 則等への適合状況について(設計基準対 象施設等)第6条 外部からの衝撃による 損傷の防止(竜巻)(DB062T r. X. Y)』 p. 6条(竜巻)-18 p. 6条(竜巻)-別添1-76 p. 6条(竜巻)-別添1-添付3. 15-34	
230328 -07	28	比較表6竜巻-33ページ) 燃料を外部遮へい建屋内 に移動することについ て、どこに移動するのか が分かるよう補足説明資 料を作成し説明するこ と。	R5. 3. 28	本日回答		竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業中止に係る運用について記載した資料を作成し、別添資料1の添付資料3.16として追加するとともに、以下のとおり目次を適正化する。 (旧) 記載なし (新) 3.16 竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業中止に係る運用について	資料『泊発電所3号炉 設置許可基準規 則等への適合状況について (設計基準対 象施設等)第6条 外部からの衝撃による 損傷の防止 (竜巻) (DB062T r. X. Y)』 別添資料1 目次 p. 6条(竜巻)-別添1-添付3.16-1,2(追加)	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230328 -08	29	比較表6竜巻-35ページ) i. 主蒸気系統配管他 「竜巻防護鋼板等」の 「等」の内訳について, 他の系統も含め添付資料 に表の形で一覧化すること。	R5. 3. 28	本日回答		No. 24(ID:230328-01)参照	資料『泊発電所3号炉 設置許可基準規 則等への適合状況について (設計基準対 象施設等) 第6条 外部からの衝撃による 損傷の防止 (竜巻) (DB062T r. X. Y) 』 p. 6条(竜巻)-別添1-添付3.11-1,2	
230328	30	6 竜巻-別添1-添付3.11- 1) 表に実施する対策を記載 すること。	R5. 3. 28	本日回答		No. 24(ID:230328-01)参照	資料『泊発電所3号炉 設置許可基準規 則等への適合状況について(設計基準対 象施設等)第6条 外部からの衝撃による 損傷の防止(竜巻)(DB062T r. X. Y)』 p. 6条(竜巻)-別添1-添付3.11-1,2	
230328 -11	31	6 竜巻-別添1-添付3.13-108ページ) 鋼製パイプが金網を通り 抜けない理由も追記し説 明すること(別紙6 添付 3.13-127の記載との整合 を図る)。	R5. 3. 28	本回		添付資料3.13別紙1の記載について、同添付資料別紙6の記載と整合し、以下のとおり適正化する。(下線部追加) (旧) (2) 金網の諸元 H形鋼による鉄骨構造物の上面に海水ポンプエリア開口部には主金網として50mm目合の高強度金網を2枚重ねで設置する。海水ストレーナエリア開口部には40mm目合の高強度金網を2枚重ねで設置する。(3) 防護対象飛来物 防護対象飛来物は、設計飛来物の内、最もエネルギの大きい鋼製材とする。諸元は以下のとおり。 (新) (2) 金網の諸元 H形鋼による鉄骨構造物の上面に海水ポンプエリア開口部には主金網として50mm目合の高強度金網を2枚重ねで設置し、補助金網として40mm目合いの高強度金網を1枚重ねで設置する。海水ストレーナエリア開口部には主金網として40mm目合の高強度金網を2枚重ねで設置し、補助金網として40mm目合の高強度金網を2枚重ねで設置し、補助金網として40mm目合の高強度金網を1枚重ねで設置し、補助金網として40mm目合の高強度金網を1枚重ねで設置し、前助金網として40mm目合いの高強度金網を1が重ねて設置し、前助金網として40mm目合いの高強度金網を1が重ねて設置とを防止する。 (3) 防護対象飛来物 防護対象飛来物 防護対象飛来物 防護対象飛来物 防護対象飛来物 防護対象飛来物 防護対象飛来物 防護対象飛来の お出たことを防止する。 (3) 防護対象飛来物 防護対象飛来物 防護対象飛来物 防護対象飛来的 防護対象飛来的 防護対象飛来的 お出たことは、最もエネルギの大きい鋼製材と新製がとする。 (4) 第2	則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第6条 外部からの衝撃による 損傷の防止(竜巻)(DB062T r. X. Y)』 p. 6条(竜巻)-別添1-添付3.13-28	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230328 -12	32	竜巻全般) 竜巻名種類に分けた山等生 屋を3種類に分や火山等を3種類に分や火山等を3種類に分や火山等条文 内で整合が、記載にいるでは、記載にないすること。 の燃料取しませいが異ないませい。 の燃料取しまき分けであること。 の燃料であること。	R5. 3. 28	本回		正化する。(下線部追加) (旧) 外部遮へい建屋 周辺補機棟 燃料取扱棟 (新) 原子炉建屋(外部遮へい建屋)	資料3-1 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合方針について 第6条外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)』 p. 4, 17	
230328 -14	33	比較表6竜巻-17ページ) 「電子・シー・ 「電子・シー・ 「電子・シー・ 「電子・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・	R5. 3. 28	本回		以下のとおり適正化する。(下線部削除) (旧) また、竜巻飛来物防護対策設備の竜巻防護ネットを通過し得る可能性があり、鋼製材にて包含できない砂利、及び竜巻防護ネットを通過しないが外部事象防護対象防護施設である使用済燃料ピット等に侵入した場合に燃料集合体に直接落下する可能性があり、鋼製材にて包含できない鋼製パイプも設計飛来物とする。 (新) また、竜巻飛来物防護対策設備の竜巻防護ネットを通過し得る可能性があり、鋼製材にて包含できない砂利、及び外部事象防護対象防護施設である使用済燃料ピット等に侵入した場合に燃料集合体に直接落下する可能性があり、鋼製材にて包含できない鋼製パイプも設計飛来物とする。	p. 6条(竜巻)-11	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230328 -17	34	燃料油貯油槽からD/G建屋への燃料油移送ラインがトレンチ構造で竜巻の影響を受けないという事が分かるような図を付けること。	R5. 3. 28	本回		なお、ディーゼル発電機燃料油移送配管に対する設計飛来物の影響について、当該 トレンチの配置図を含め整理した資料を作成し、別添資料1添付資料1.2の別紙5と して追加する。	規則等への適合方針について 第6条外部 からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) 』 p. 4, 17, 19 資料『泊発電所 3 号炉 設置許可基準規 則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による 損傷の防止 (竜巻) (DB062T r. X. Y) 』 p. 6条(竜巻) - 別添1-4~6, 74, 78	
230328 -18	35	ロープの表現は一般的なロープを連想させるので、高強度の繊維ロープを用いていることが分かる表現とすること。	R5. 3. 28	本回答		(新) <u>高強度繊維</u> ロープ	資料3-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合方針について 第6条外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)』p.11ページ 資料『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(DB062Tr.X.Y)』p.6条(竜巻)-別添1-添付3.5-13,14	